

標準引越運送約款

平成二十一年三月八日 国土交通省告示第五百七十七号

目次
第一章 総則
第二章 引越運送
第三章 引越運送の引渡
第四章 引越運送の引渡
第五章 引越運送の引渡

第一章 総則

第一条 本約款は、一般貨物自動車運送事業により行われる引越運送及びこれに附帯する荷造り、不用品の処理等のサービスに適用される。ただし、事業所等の移転又は当該事業所が提供する定形の容器を用いて定められた用途に定められた事項については、法令又は一般の慣習により適用されない。

第二章 見積り

第三条 当店は、引越運送及びこれに附帯するサービスに要する運賃及び料金（以下「運賃等」という。）について、見積り（以下「見積り」という。）を行う。見積りは、次の事項を記載した見積書を作成して提出する。

第三章 引越運送の引受け

第四条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、引越運送の引受けを拒絶することがあります。
一 運送の申込みが本約款の約款に反するものであるとき。
二 運送の申込みが、引越運送の引受けを拒絶するものであるとき。

第四章 引越運送の引渡

第五条 当店は、引越運送の引渡に際しては、引越運送の引渡に要する引渡料金を請求することがあります。
第六条 当店は、引越運送の引渡に際しては、引越運送の引渡に要する引渡料金を請求することがあります。

第五章 引越運送の引渡

第七条 当店は、引越運送の引渡に際しては、引越運送の引渡に要する引渡料金を請求することがあります。
第八条 当店は、引越運送の引渡に際しては、引越運送の引渡に要する引渡料金を請求することがあります。

第六章 引越運送の引渡

第九条 当店は、引越運送の引渡に際しては、引越運送の引渡に要する引渡料金を請求することがあります。
第十条 当店は、引越運送の引渡に際しては、引越運送の引渡に要する引渡料金を請求することがあります。

第七章 引越運送の引渡

第十三条 当店は、引越運送の引渡に際しては、引越運送の引渡に要する引渡料金を請求することがあります。
第十四条 当店は、引越運送の引渡に際しては、引越運送の引渡に要する引渡料金を請求することがあります。

5 4 当店は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
6 5 当店は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

第八章 運賃等

第十八条 運賃及び料金は、その適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によりします。
第十九条 運賃及び料金は、その適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によりします。

第九章 責任

第二十条 当店は、引越運送の引渡に際しては、引越運送の引渡に要する引渡料金を請求することがあります。
第二十一条 当店は、引越運送の引渡に際しては、引越運送の引渡に要する引渡料金を請求することがあります。

第十章 引越運送の引渡

第二十三条 当店は、引越運送の引渡に際しては、引越運送の引渡に要する引渡料金を請求することがあります。
第二十四条 当店は、引越運送の引渡に際しては、引越運送の引渡に要する引渡料金を請求することがあります。

第十一章 引越運送の引渡

第二十六条 当店は、引越運送の引渡に際しては、引越運送の引渡に要する引渡料金を請求することがあります。
第二十七条 当店は、引越運送の引渡に際しては、引越運送の引渡に要する引渡料金を請求することがあります。

第十二章 引越運送の引渡

第二十九条 当店は、引越運送の引渡に際しては、引越運送の引渡に要する引渡料金を請求することがあります。
第三十条 当店は、引越運送の引渡に際しては、引越運送の引渡に要する引渡料金を請求することがあります。